

厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金要領

この制度は、ロボット、ＩＴ・ＩｏＴ、ＡＩ等の先端技術の導入を促進することにより、市内の中小企業者の生産性向上を図るため、対象経費の一部を補助する制度です。

補助金の申請が決まったら、まず概要書を提出する必要があります。

設備の引渡し前までに概要書を提出してください

- ※ 概要書が提出されない場合は補助金の交付申請をすることができません。期限までに概要書が提出できない理由がある場合は必ず事前にご相談ください。
- ※ 予算額を超える申請があった場合は、期限前であっても受付を締め切ることがあります。

1 補助対象者（次のすべてを満たす方）

- （１）厚木市内で１年以上前から継続して事業を営む中小企業者
- （２）市税を完納（※）している

※ 納期が到来している厚木市の（法人）市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税に未納がない方（分納については対象外）

2 補助対象事業

生産性の向上を目的としたロボット、ＩＴ・ＩｏＴ、ＡＩ等先端技術の導入に係る事業で次の要件に該当するもの

- （１）対象経費が 50 万円以上のもの
- （２）市内の自社事業所等を対象としたもの
- （３）前年度の 3 月 16 日から当該年度の 3 月 15 日までに導入したもの

3 補助対象経費

前年度の 3 月 16 日から当該年度の 3 月 15 日までに補助対象者が支払った費用で別表に定めるとおり（ただし、消費税及び地方消費税を除く。）

※ 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とします。

4 補助金額

補助金の額は、対象経費の 2 分の 1 以内で別表に定めるとおり（千円未満切捨て）。

5 申請書類及び申請期間

(1) 設備の引渡し前に次の書類を提出してください。

ア 厚木市ロボット関連産業等促進事業計画概要書

イ 経費の仕様・内容が分かる書類（カタログ、パンフレット、仕様書等）

ウ 見積書の写し

(2) 設備の引渡し後 2 か月以内又は当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い日までに次の書類を提出してください。（ただし、当該年度の 3 月 15 日が休日等に当たるときは、15 日以降に最も近い開庁日。）

ア 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付申請書

イ 補助対象設備等内訳書

ウ 市税納税証明書

※ 市で納税証明書を取得することに同意していただければ、産業振興課で取得することができます。

エ 会社の経歴が分かる書類

※ 任意の書式

オ 大学との関係を証する書類

※ 大学発ベンチャー企業の場合のみ

カ 補助対象設備等の仕様書等

キ 補助対象設備等の写真

ク 補助対象設備等の配置図

ケ 補助対象経費の契約書の写し（注文書など契約の確認ができる書類）

コ 補助対象経費の領収書等の写し

※ 領収書で支払いの内訳が確認できない場合は請求書等の書類が必要

サ 事業報告書

シ 役員等氏名一覧表

ス 収支決算書

セ 他に補助金を受けている場合は交付決定通知書

6 申請回数の制限

年度内に IT 導入事業又はロボット・IoT・AI 導入事業のいずれか 1 件

7 注意事項

(1) 設備の引渡しから 2 か月以内又は当該年度の 3 月 15 日までのいずれか早い日までに補助金の申請がされないと補助金を交付することができません（3 月 15 日が休日等に当たるときは、15 日以降の最も近い開庁日）。

(2) 厚木市企業等の立地促進等に関する条例（平成 21 年厚木市条例第 2 号）に基づく奨励措置、厚木市中小企業設備投資促進事業補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）及び厚木市中小企業等 S D G s 推進事業補助金交付要

綱（令和５年７月１日施行）に基づく補助金を重複して受けることはできません。

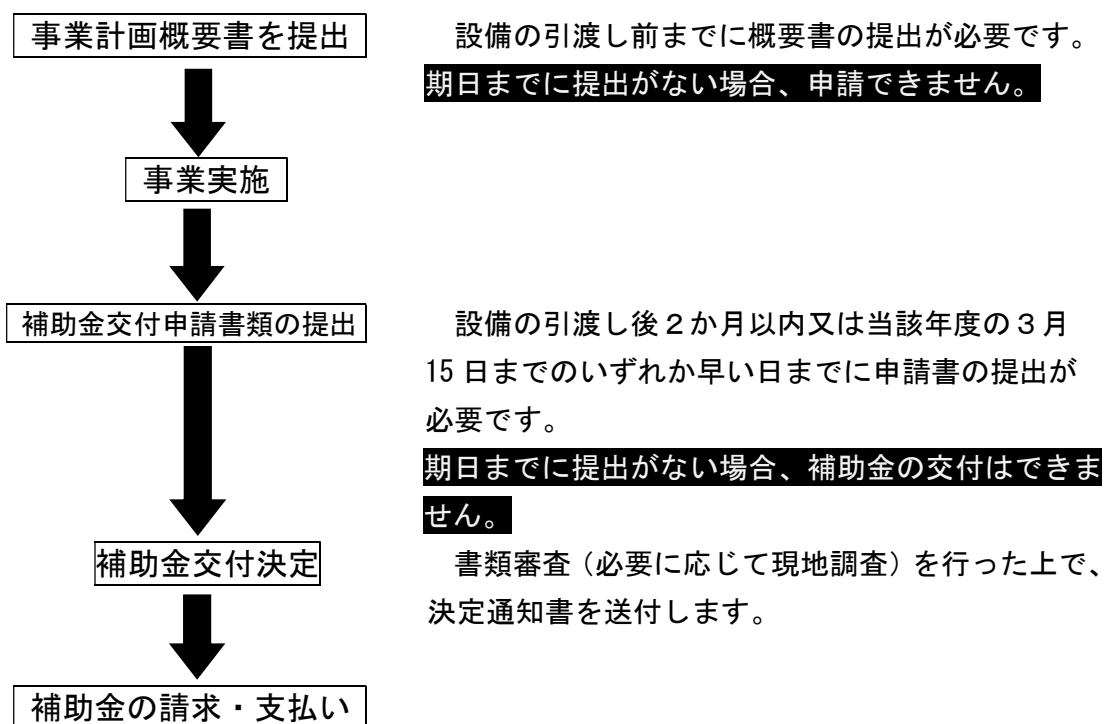
（３）次の要件に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことや暴力団等に該当すると判明したとき。

イ 厚木市ロボット関連産業等促進事業補助金交付要綱の規定に違反したとき。

ウ 交付決定後１年以内に事業を廃止又は市内での営業を取り止めたとき。

８ 補助金交付までの流れ



申請期間 ４月１日～３月１５日（１５日が休日等にあたる場合は、１５日以降の最も近い開庁日まで受付）

補助対象 前年度の３月１６日～当該年度の３月１５日に補助対象者が支払った費用

【お問い合わせ／提出先】

厚木市役所産業文化スポーツ部 産業振興課

産業振興・企業誘致係（第二庁舎８階）

〒243-8511 厚木市中町３－１７－１７

電話 046-225-2832 FAX046-223-7875

URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

別表

補助対象事業	補助対象経費	摘要	補助率	限度額
(1) IT導入事業	(1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費	生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用	補助対象経費の2分の1以内	(1) 中小企業者等 (大学発ベンチャー企業を除く。) 10万円 (2) 大学発ベンチャー企業 20万円
	(2)システム開発委託費	事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費		
	(3)専門家依頼経費	事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用		
(2) ロボット・IoT・AI導入事業	(1)機械装置、工具・器具及びソフトウェア導入費	生産性の向上に必要な減価償却資産を導入するための費用	補助対象経費の2分の1以内	(1) 中小企業者等 (大学発ベンチャー企業を除く。) 50万円 (2) 大学発ベンチャー企業 70万円
	(2)システム開発委託費	事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計に係る委託費		
	(3)専門家依頼経費	事業の効果又は活用方法を実証するため、専門家の指導を受けるために要する費用		

- 備考 1 補助対象経費の(1)、(2)の併用はできません。
- 2 機械装置、工具・器具及びソフトウェアをリース契約で導入する場合は、申請年度の年度末までの費用を対象経費とし、契約期間から案分して補助対象経費を算出する。
- 3 次に掲げる経費は、補助対象としない。
- (1) 汎用性があり、目的外の使用が可能な機器の導入等に要する経費
 - (2) 保守・サービス費、クラウド利用費及び通信料
 - (3) 現行ソフトウェアのバージョンアップに要する経費